

芦 監 報 第 2 0 号

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 山 田 みち子

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 福祉部各所管課（地域福祉課，障害福祉課，高齢介護課，生活援護課，社会福祉課，福祉センター）が，平成29年度に実施した歳出事務のうち「委託料」，「工事請負費」及び「補助金及び交付金」に係る予算執行事務。
- III 監査の期間 平成30年12月17日から平成31年2月26日まで
- IV 監査の実施内容 関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い，監査対象事務が関係法令，本市規則及び本市内規等を遵守し，合理的かつ効率的に行われたかを確認した。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[地域福祉課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

地域福祉課の組織は、課長1名、主幹1名、係長3名、一般事務職3名、一般技術職6名、臨時的任用職員3名が配置されている。

事務事業としては、地域福祉・社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会・地域福祉・福祉ボランティア・民生児童委員協議会・生活困窮者自立支援・地域支援事業・トータルサポート・権利擁護支援・包括事業等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|-----------|-------------|-------------|
| 総務費・一般管理費 | 1,819,000 | 1,144,428 |
| 社会福祉総務費 | 13,022,000 | 12,275,519 |
| 社会福祉事業費 | 106,363,000 | 99,900,084 |
| 計 | 121,204,000 | 113,320,031 |

[介護保険事業特別会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|---------------|------------|------------|
| 一般介護予防事業費 | 9,564,000 | 8,118,200 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 38,254,000 | 37,063,100 |
| 計 | 47,818,000 | 45,181,300 |

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[障害福祉課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

障害福祉課の組織は、課長1名、係長2名、一般事務職5名、嘱託職員4名、臨時的任用職員4名が配置されている。

事務事業としては、身体障害者手帳及び療育手帳の交付、地域生活支援事業、各種福祉手当及び特別児童扶養手当、障害者(児)に係る福祉団体の指導及び育成、障害者の社会参加、精神障害者保健福祉手帳の交付、精神障害者相談員障害福祉サービス、障害支援区分認定審査会の運営、自立支援医療の支給、みどり地域生活支援センター、障害者の就労支援に関すること、障害福祉に関する啓発及び普及に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|-----------|---------------|---------------|
| 総務費・一般管理費 | 5,008,000 | 5,005,414 |
| 障害者福祉費 | 1,635,394,000 | 1,609,577,141 |
| 市民年金費 | 976,000 | 0 |
| 社会福祉施設建設費 | 1,000,000 | 0 |
| 児童福祉総務費 | 1,483,000 | 150,163 |
| 計 | 1,643,861,000 | 1,614,732,718 |

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 読み書き(代読・代筆)情報支援員養成講習会業務委託などにおいて、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、業務完了報告書を受け取った日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。
- (2) 芦屋市契約規則第45条では、代価の支払時期は支払請求があった日から、工事の請負代金にあつては40日以内、その他給付に対する対価については30日以内に支払うものとする定められているが、芦屋市第5次障害福祉計画策定業務委託においては上記の日を過ぎて業務委託料が支払われていたので、今後は上記の期日を守って支払うよう改められたい。

[高齢介護課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

高齢介護課の組織は、課長1名、主幹1名、係長3名、主査1名、一般事務職11名、一般技術職3名、再任用職員1名、嘱託職員11名、臨時的任用職員5名が配置されている。

事務事業としては、老人福祉法による援護措置並びに高齢者に係る法外援護施設の調査、研究、企画及び実施・高齢者の生活援護・高齢者福祉政策の策定及び評価・敬老祝金・老人クラブの指導及び育成・高年齢者就業機会確保事業・高齢者の生きがい活動・地域包括支援センター・地域包括ケアの推進・介護保険事業計画の策定及び評価・給付サービス・介護認定・介護サービス事業者・地域密着型サービス・介護支援専門員の育成及び指導・介護保険事業・被保険者の資格審査及び被保険者証・保険給付・保険料の賦課、徴収、収納及び滞納処分並びに過誤納金・その他介護保険制度に関することなどである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|-----------|-------------|-------------|
| 民生費・社会福祉費 | 10,722,000 | 9,685,878 |
| 老人福祉費 | 483,602,000 | 265,109,230 |
| 災害救助費 | 7,000,000 | 6,620,400 |
| 労働費・労働諸費 | 20,689,000 | 20,465,988 |
| 計 | 522,013,000 | 301,881,496 |

[介護保険事業特別会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|-----------|---------------|---------------|
| 総務費・総務管理費 | 34,506,000 | 33,109,043 |
| 保険給付費 | 8,125,850,000 | 7,133,720,311 |
| 地域支援事業費 | 658,400,000 | 540,192,321 |
| 基金積立金 | 155,043,000 | 155,043,000 |
| 諸支出金 | 71,132,000 | 69,470,149 |
| 計 | 9,044,931,000 | 7,931,534,824 |

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 高齢者のつどい舞台設営業務等について、芦屋市契約規則第24条により契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、業務委託料の支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については業務委託料が支払請求のあった日から15日を過ぎて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。
- (2) 芦屋市契約規則第45条では、代価の支払時期は支払請求があった日から、工事の請負代金にあつては40日以内、その他給付に対する対価については30日以内に支払うものとする定められているが、芦屋市緊急通報システム業務においては上記の日を過ぎて業務委託料が支払われているケースが散見されたので、今後は上記の期日を守って支払うよう改められたい。

[生活援護課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

生活援護課の組織は、課長1名、係長2名、主任1名、一般事務職7名、再任用職員1名、嘱託職員2名、臨時的任用職員2名が配置されている。

事務事業としては、生活保護法による援護措置及び同法に係る法外援護措置、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付、援護資金、被災者の援護、災害援護金、義援金、弔慰金、貸付金等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|-------------|---------------|---------------|
| 総務費・一般管理費 | 60,316,000 | 60,315,542 |
| 社会福祉事業費 | 1,749,000 | 28,946 |
| 生活保護総務費 | 7,252,000 | 5,485,850 |
| 生活保護扶助費 | 1,212,517,000 | 1,191,135,562 |
| 中国残留邦人支援事業費 | 8,726,000 | 1,598,996 |
| 災害救助費 | 1,124,000 | 538,299 |
| 元金 | 4,243,000 | 4,242,275 |
| 計 | 1,295,927,000 | 1,263,345,470 |

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

(1) 生活保護システム保守点検業務などにおいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく単者との随意契約が締結されていたが、契約締結手続きにおいて業者選定理由が明記されていなかったため、これを明記するよう改められたい。

(2) 生活保護レセプト管理システム保守業務委託などにおいて、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、業務完了報告書を受け取った日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。

[社会福祉課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

社会福祉課の組織は、課長1名、係長2名、主査1名、一般事務職4名、臨時的任用職員4名が配置されている。

事務事業としては、福祉行政に係る調査、調整及び企画・友愛基金、長寿社会福祉基金、ボランティア基金及び西田房子福祉基金・阪神福祉事業団・社会福祉法人の設立認可、指導、監査等・福祉のまちづくりの推進・遺家族、旧軍人、引揚者等の援助・臨時福祉給付金・高齢期移行、乳幼児等、母子家庭等、心身障害者（児）、重度精神障害者及び高齢障害者の医療費助成に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|-----------|-------------|-------------|
| 総務費・一般管理費 | 61,244,000 | 61,243,951 |
| 社会福祉総務費 | 260,227,000 | 180,690,699 |
| 社会福祉事業費 | 22,533,000 | 21,044,130 |
| 医療助成費 | 561,983,000 | 555,024,566 |
| 老人福祉事業費 | 2,315,000 | 2,315,000 |
| 災害救助費 | 180,000 | 0 |
| 計 | 908,482,000 | 820,318,346 |

[介護保険事業特別会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|-----------|---------|---------|
| 総務費・一般管理費 | 620,000 | 175,966 |
| 計 | 620,000 | 175,966 |

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 福祉医療費助成受給者証封入・封緘業務などについて、芦屋市契約規則第24条により契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、仕様書もなく支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支

払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については業務委託料が支払請求のあった日から15日を過ぎて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。なお、本件では契約締結決裁の伺い文中に支払時期が明記されていたが、それだけでは相手方に支払時期が伝わっていないことに留意されたい。

[福祉センター]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

福祉センターの組織は、課長1名、係長1名、一般事務職1名、臨時的任用職員2名が配置されている。

事務事業としては、福祉センターの使用、運営管理及び庶務、保健福祉センターに関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

| 目 | 予算現額 | 支出済額 |
|---------|-------------|-------------|
| 社会福祉事業費 | 187,034,000 | 178,862,304 |
| 計 | 187,034,000 | 178,862,304 |

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

意見

今回の事務監査においては、平成29年度の「委託料」、「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る歳出事務について監査を行った。

ちなみに歳出事務のうち上記の支出費目を重点対象として監査をしたのは、前二者については、業者の選定から契約の締結、事業の実施、事業完了の確認、支払いに至るまで多くの手続きがあるが、これらのすべての手続きについて透明性が求められることから、一連の事務がすべて適正に行われているかどうかを確認する必要があるからであり、後一者については、補助金及び交付金が長年の慣例によって機械的に支払われていないか、本来の目的に沿って支払われているのかを確認する必要があるからである。

今回の事務監査における個別の指摘事項は既に記したとおりであるが、これらの指摘とは別に下記のことを述べておきたい。

まず、契約内容について言うと、契約書や請書が省略されている少額の随意契約の案件において、手続きが簡易であるがゆえに全体として契約内容が不明瞭、不十分となる傾向が見られるので注意されたい。具体的には、代金の支払方法等が明記された書類がないため結果として支払遅延が生じている事例、業者選定理由書が作成されていないもしくは選定理由が具体的に明記されていない事例などである。ちなみに随意契約を行うにあたっては、本市随意契約ガイドラインに手続きの詳細が記されているので、それに沿って適切な手続きを行うよう努めるとともに、代金の支払いについては法律に抵触せぬよう十分留意されたい。なお、契約書や請書が省略できる少額の委託契約や工事契約であっても、仕様書もしくは業務指示書等を作成することが望ましいと考える。

ところで、これまでも度々指摘している業務完了報告書については、業務完了報告書と表題のある書面でなくとも、当該業務の実情に即して、どのような内容の報告（納品書や成果品、請求明細書など）をもって業務完了報告とするのかを仕様書等に明記することで検査・検収ができるケースもあると考えられる。したがって、契約書や仕様書において業務完了報告として提出を求めている書類がどれにあたり、それらが確実に提出されているのかを常に確認・点検をすることが肝要である。また、定型の契約書を用いることにより契約内容と実態に齟齬が生じているケースがあることから、各課において実態に即した適切かつスムーズな契約手続きを行うよう、必要に応じて契約検査課など関係課と協議、調整をなし、適切な契約書の内容に改められたい。

次に、福祉部においては前金払い（地方自治法第232条の5）で委託料を支払い、業務完了後に精算の手続きが取られているものが見受けられた。ちなみに、事業費に国・県の補助金が充当されている場合などにはその精算を行うこともあると考えられるため、一概に精算手続きが不要であるとは言えないが、精算を前提とする概算払いと混同しているのではないかと思われる事例もあったため注意が必要である。すなわち、前金払いとは金額の確定した債務について相手方

の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に普通地方公共団体が支出することをいうものであるから、前金払いの金額は精算の要なく必ず確定されていなければならない。しかもその金額は契約又は法律によって確定されたものであるから、後日不履行その他の理由によって客観的に金額に変動が生じる場合（例えばイベントが不可抗力により中止になった場合など）のほかは、その本質上、前金払いがなされた委託料に精算は伴わないことに留意されたい。なお、前金払いで支出した後に契約金額の変更が生じる場合は変更契約を締結する必要があるが、今回の監査においてもそのような場合はすべて変更契約が締結されていたことが確認されたが、単価契約など当初契約締結時点において最終的に支払うべき金額が確定していないなど、契約金額の変動が予定されているものについては前金払いでなく概算払いで支出し、後日精算をすることが適切かつ効率的である。

最後に、補助金について言うと、補助金については芦屋市補助金要綱等に基づいた手続きがなされるべきことは当然であるが、現在も本来の助成目的に沿った補助がなされているかどうかについて、補助金を含めた団体全体の収支状況、補助金の充当経費等について、常に確認、点検を行うよう努められたい。また、毎年反復継続して補助金を支出している団体については、団体の活動実態等についても適宜、確認をするよう努められたい。

以 上